



学童保育は市内全小学校で運営されています。

学童保育は市内全小学校で運営されています。  
主に、保護者の努力によって行われてきました。これは行政と保護者の協力によって行われてきました。また、こどもたちの努力によって行われてきました。

# 学童保育 9月議会条例提案の動き

## 現行の保育条件を守るべき

寝屋川市の学童保育（留守家庭児童会）事業は、子どもの生活と発達保障、保護者の働く権利の保障を目的に、1970年に創設されました。対象になる児童は、こどもを取り巻く家庭環境や地域の状況によっても様々です。寝屋川市は、全国に先がけて障害児の受け入れや3年生までを対象としながらも、高学年保育の必要性を認め、定員に満たない学校（学童保育）や、保護者の自主運営によって、6年生までの保育を実施してきました。

これは行政と保護者の協力によって行われてきたものです。

### 対象に



「校庭開放事業」などの放課後の安全な遊び場の提供との違いを明確にすること。  
③指導員の資格は2名とも現行通りの資格とすること。  
④6年生までを対象に実施すること。  
⑤障害児保育を現行通り行うこと。などが必要です。

その他の問題についても、市が保護者、関係者から要望や意見を十分に聞き、事業計画に反映させることが必要です。

9月市議会に条例が提案される動きです。ご意見をお寄せください。

15年4月実施予定の「こども・子育て支援新制度」では国のもと、学童保育事業の入所手続き、設備と運営などについての条例を定め、事業計画を策定することになっています。

条例や事業計画の策定にあたり、保育条件を最低でも、現行の基準より引き下げないことが基本です。そのため、①運営は公設公営で行うこと。

②保護者が就労している家庭の子どもの生活と発達を保障するという事業の目的を実現するためには、

工事をしていく」と算がついたので順次事については国の予算がついたので、外壁工事のことでした。しかし、台所やトイレについては大阪府の単独予算であり、工事予定が決まっています。▼大阪府の責任で安心して住める住宅にすべきです。

常勤職員2名体制で定数と在籍人數に合わせて追加配置しています。

市がこの事業の命ともいえる職員体制

に豊かな放課後を保障するために、指導員は正規市職員2名体制でスタートしました。

その後、2名のうち1名が非常勤職員になり、現在は、非常勤職員2名体制で定数と在籍人數に合わせて追加配置しています。

現在、市内24全小学校の空き教室と一部プレハブ教室で1700人近いこどもたちが学童保育を利用しています。

### 反映させること

**寝屋川民報 議会版**

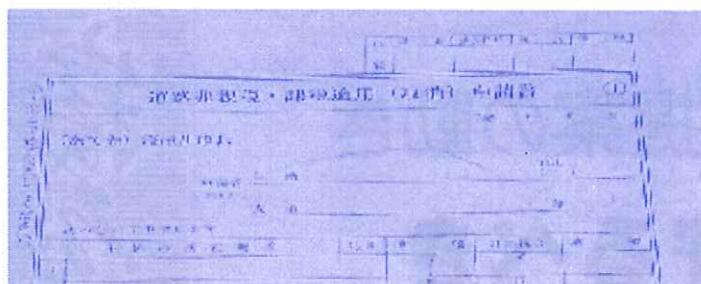
発行 日本共産党  
寝屋川市会議員団  
824-1181(内線2399)  
FAX 824-7760  
Email:jcpnco@cc-net.or.jp  
No. 2544

太田 とおる  
高柳2-49-2  
TEL 826-1664  
田中 ひさ子  
国松町10-36  
TEL 823-1714  
中林 かずえ  
宝町4-33

点野 6丁目  
の点野団地  
での住民の  
みなさんと  
の懇談で 「エレベーター」の設置工事をし  
ている棟に住んでい  
るが、ベランダの屋  
根のコンクリートが  
はがれて危なくて困  
っている」「玄関から  
敷居をこえて部屋に  
入るすぐの床がきし  
んでいる。」と。他  
の人も「床の修繕工  
事の時に畳をあげて  
床面と床板との間の  
柱の数が少なくて細  
かつた」「トイレや  
台所がいたんでいる  
ので何とかしてほし  
い」などの意見や要  
望が出されました。



中谷 光夫  
高宮2-19-5  
TEL 823-5947  
松尾 信次  
下木田町12-6  
TEL 821-7427



市内豊里町内で、固定資産税の課税対象となっていた住宅。申請で私道が非課税になります。

前年の道路部分（私道部分）について非課税になります。

該当する住宅は2世帯で、自治会役員が各世帯に情報を知らせて、非課税申請を提出されました。

1世帯で、自治会役員が各世帯に情報を知らせて、非課税申も同じような事例があるということでお問い合わせをまわして制度の周知をした結果、新たに9世帯で非課税になることがわかりました。

今回は、住宅開発がきっかけで判明しましたが、個人所がなくても、個人所

市内豊里町内で、固定資産税の課税対象となっていた住宅。

## 固定資産税

### 申請で私道が非課税に

前の道路部分（私道部分）について非課税になります。

該当する住宅は2世帯で、自治会役員が各世帯に情報を知らせて、非課税申も同じような事例があるということでお問い合わせをまわして制度の周知をした結果、新たに9世帯で非課税になることがわかりました。

私は、住宅開発がきっかけで判明しましたが、個人所がなくても、個人所

有の私道を不特定多数の人が通行することによる公道扱いで非課税になるものであります。

「道路非課税申請」をすると、最大5年間さかのぼってその部分の固定資産税が還付されます。

ただ、道路部分の所有者が申請しないと非課税にはなりません。

私道の場合、念のため確認されてはいかがでしょうか。

憲法の草案作成に加わった米国の民政局員が世界のどこの憲法よりも素晴らしい、人類普遍の原理と理想を憲法に盛り込もうと奮闘した話

でした。憲法9条が危なくなっている今、改めて憲法の重要さを感じました。演劇や音楽などはすっと人の心に響きました。多くの人と共感できるものです。

力強く演じているSさんを見ながら「役者としての道」を選んだ人が安定した暮らしと公演ができ、私たちに感動を与えてくれる機会がもつともっとあるような社会にしたいと思いました。

**かずえ林**



議員日誌

# 医療費の利用者負担軽減

## 保険医協会が要望

5月26日、大阪府保険医協会・寝屋川・門真支部から「医療費の利用者負担軽減」等に関する陳情が寝屋川市議会議長宛に提出されました。

陳情書では、現在国会で審議される「医療・介護総合法案」で、病床削減計画を強引にすすめれば、患者が病床から追い出され、医療難民が多数生み出されかねないことが指摘されています。

また、介護分野で、保険医協会は、このような状況での負担増は「早期発見、早期治療」という医療の原則が成り立たないとして、介護保険の改悪中止、70歳から74歳の2割負担の撤回、中学校卒業までの医療助成の実施について国に意見書をあげるよう

利用料の2割への引き上げ、特養ホームの入所を要介護3以上への限定、要支援者の介護保険外など、給付を削減し、

患者・利用者の負担増をしいるものです。保険医協会が行った「医療・介護から見える貧困」実態調査では、医療機関の

26%が「経済的理由により治療を中断したことがある」と回答しています。

# 医療機関の26%で経済的理由で治療を中断

## 実態調査

### 「早期発見、早期治療」成り立たない

歳から74歳の2割負担の撤回、中学校卒業までの医療助成の実施について国に意見書をあげるよう

#### 法律相談のご案内

6月19日(木)午後6時半から  
寝屋川市民会館(2階)  
第3・4会議室